

氷見市告示第43号

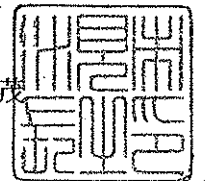
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による日名田地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年6月27日

氷見市長 堂 故



大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
	字名	地番
日名田	番城谷内	708の1から708の3まで、709、714、715の1、715の2、716、717の1から717の5まで、718の1から718の3まで、719の1、719の2、720、721の1から721の4まで、722の1から722の6まで、723の1、723の2、724の1から724の4まで、725から729まで、730の1から730の3まで、731の1から731の4まで、732の1から732の4まで、733の1から733の3まで、735の1、735の3、735の4、736の1、736の3、737から762まで、784から789まで、791から803まで、804の1から804の3まで、805、806の1、806の3、806の4、807の1、807の3、807の4、808の1から808の4まで、809の1、809の3、810の1から810の3まで、811の1、811の2、812、813の1、814の1、815、816、817の1、817の2、818の1、818の2、

	819の1から819の3まで、820の1から820の3まで、821から839まで、841から872まで、910、912、924の2、929、930、931、933の1、943から946まで、947の1から947の3まで、948、949の1から949の3まで、950の1から950の3まで、951の1、952の1から952の3まで、953の1、953の2、953の4から953の6まで、954の1、954の2、955の1から955の3まで、956の1から956の4まで、957の1から957の3まで、958の1、958の3から958の5まで、959の1、959の2、961の2、961の3及び962の1
二反田	963から965まで、966の1及び967から979まで

上記区域内にある市有地の全部を含む。